

# 独立行政法人水資源機構一般事業主行動計画

平成28年4月1日  
独立行政法人水資源機構

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）第8条に基づき、女性職員を増やし、女性が活躍できる雇用環境の整備を図るため、次のとおり行動計画を策定する。

1. 計画期間 平成28年4月1日～平成32年3月31日

2. 独立行政法人水資源機構の課題

- (1) 新規採用募集時における女性応募者が少ない。
- (2) 職員に占める女性割合が低い。
- (3) 管理職に占める女性割合が低い。

3. 目標と取組内容・実施時期

目標1：新規採用者に占める女性割合を16%以上とする。

【実施時期】平成28年度～

【取組内容】

- 女性の活躍推進を支援するための組織整備を図る。
- 女性の応募者を増やすため、就職説明会の内容や配付資料の見直しを実施する。
- 女子学生を対象とした施設見学会を実施する。

目標2：女性職員が活躍できる雇用環境の整備を図る。

【実施時期】平成28年度～

【取組内容】

- 育児休業、育児時間、始業・終業時刻の繰り上げ・繰り下げ等仕事と子育ての両立を図るための制度の周知を図る。
- 効率的な業務遂行と定時退庁の徹底を行うことにより、時間外勤務の縮減を図る。
- 産前・産後休暇中及び育児休業中の職員への情報提供の充実を図るとともに、育児時間取得者も含めた意見交換会を実施する。
- 女性職員を対象としたキャリア研修及び職場環境改善のためのヒアリングを実施する。